

(児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)
第二条 児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 障害児入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設 1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） 〔イ～ホ 略〕 注1 〔略〕 〔2～3の4 略〕 4 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、日中活動支援加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 〔イ～ハ 略〕 5 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、重度障害児（次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。以下この第1において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。 〔イ～ト 略〕 5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(ニ)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。 6 〔略〕 7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。 〔イ・ロ 略〕 8 〔略〕	別表 障害児入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設 1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） 〔イ～ホ 同左〕 注1 〔同左〕 〔2～3の4 同左〕 4 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、日中活動支援加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 〔イ～ハ 同左〕 5 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、重度障害児（次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。以下この第1において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。 〔イ～ト 同左〕 5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(ニ)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。 6 〔同左〕 7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。 〔イ・ロ 同左〕 8 〔同左〕

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

〔イ～ニ 略〕

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(I)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ・ロ 略〕

12 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(II)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ニ 略〕

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ・ロ 略〕

14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者（以下「社会福祉士等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ニ 略〕

2 〔略〕

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

〔イ～ニ 同左〕

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(I)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ・ロ 同左〕

12 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(II)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ニ 同左〕

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ・ロ 同左〕

14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者（以下「社会福祉士等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ニ 同左〕

2 〔同左〕

3 自活訓練加算（1日につき）

〔イ・ロ 略〕

注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた障害児に対し、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する自活に必要な訓練（以下「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。

〔2・3 略〕

4 〔略〕

5 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 略〕

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 略〕

〔5の2～6の3 略〕

7 栄養士配置加算

〔イ・ロ 略〕

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

〔(1)・(2) 略〕

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

〔(1)・(2) 略〕

3 自活訓練加算（1日につき）

〔イ・ロ 同左〕

注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた障害児に対し、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する自活に必要な訓練（以下「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。

〔2・3 同左〕

4 〔同左〕

5 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 同左〕

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 同左〕

〔5の2～6の3 同左〕

7 栄養士配置加算

〔イ・ロ 同左〕

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

〔(1)・(2) 同左〕

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

〔(1)・(2) 同左〕

8 栄養マネジメント加算

12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

〔イ～ニ 略〕

8の2 要支援児童加算

〔イ・ロ 略〕

注1 〔略〕

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

8の3 〔略〕

9 小規模グループケア加算

〔イ～ハ 略〕

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

2 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき378単位を所定単位数に加算する。

9の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

〔イ・ロ 略〕

注1 イについては、以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

〔(1)～(3) 略〕

8 栄養マネジメント加算

12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

〔イ～ニ 同左〕

8の2 要支援児童加算

〔イ・ロ 同左〕

注1 〔同左〕

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

8の3 〔同左〕

9 小規模グループケア加算

〔イ～ハ 同左〕

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

2 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき378単位を所定単位数に加算する。

9の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

〔イ・ロ 同左〕

注1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

〔(1)～(3) 同左〕

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

9の3 [略]

10 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ニ 略]

2 [略]

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

注1 [略]

[2～3の4 略]

4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。以下この第2において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

[イ～ハ 略]

4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)の(㊦)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

5 [略]

5の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ・ロ 略]

6 [略]

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

9の3 [同左]

10 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ニ 同左]

2 [同左]

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

注1 [同左]

[2～3の4 同左]

4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。以下この第2において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

[イ～ハ 同左]

4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)の(㊦)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

5 [同左]

5の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ・ロ 同左]

6 [同左]

- 7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- 8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。
- 9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算する。
- 2 自活訓練加算（1日につき）
[イ・ロ 略]
- 注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。
[2・3 略]
- 3 福祉専門職員配置等加算
[イ～ハ 略]
- 注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注3において同じ。）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

- 7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- 8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。
- 9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算する。
- 2 自活訓練加算（1日につき）
[イ・ロ 同左]
- 注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。
[2・3 同左]
- 3 福祉専門職員配置等加算
[イ～ハ 同左]
- 注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注3において同じ。）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 略]

3の2 保育職員加配加算 20単位

注1 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 保育機能の充実を図るため、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[3の3～4の3 略]

4の4 要支援児童加算

[イ・ロ 略]

注1 [略]

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

4の5 [略]

5 小規模グループケア加算

[イ～ハ 略]

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 同左]

3の2 保育職員加配加算 20単位

注1 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 保育機能の充実を図るため、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[3の3～4の3 同左]

4の4 要支援児童加算

[イ・ロ 同左]

注1 [同左]

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

4の5 [同左]

5 小規模グループケア加算

[イ～ハ 同左]

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合

開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 〔イ～ハ 略〕 2 〔略〕	を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 〔イ～ハ 同左〕 2 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は社記である。	

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百二十六号）の1部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表 障害児相談支援給付費単位数表 1 障害児相談支援費 〔イ・ロ 略〕 注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。 (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して<u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所</u>（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 〔(2)・(3) 略〕	別表 障害児相談支援給付費単位数表 1 障害児相談支援費 〔イ・ロ 同左〕 注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。 (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に<u>届け出た指定障害児相談支援事業所</u>（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 〔(2)・(3) 同左〕